

住民監査請求に係る取扱要領

平成 22 年 11 月 25 日

監 査 委 員 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する住民監査請求（以下「請求」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(請求の方法)

第 2 条 請求は、法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 13 条に規定する様式により、監査委員に提出して行わなければならない。

2 請求書の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

3 請求は、代理によって行うことができるものとする。この場合において、請求書本文には、請求人が自署し、代理人に対する委任状の添付を要するものとする。

(請求書の受付等)

第 3 条 請求書が提出されたときは、監査事務局（以下「事務局」という。）において請求書の記載事項及び証拠書類について確認を行い、請求要件に形式的な不備があるときは補正を求めるものとする。

2 前項の補正については、持参により請求書が提出された場合は、できる限りその場で求めるものとし、その場での補正が困難な場合及び郵送により請求書が提出された場合は、請求書の再提出を求めるものとする。

3 前項の規定によりその場で補正を求めた場合において、請求人が障害等のやむを得ない理由により請求書への記載又は自署をすることができず、事務局に代筆の申出又は意思表示をしたときは、事務局は請求人の指示に従い代筆するものとする。

4 前項の代筆は、代筆する事務局職員以外の事務局職員の立会いの下で行うものとする。

5 代筆後においては、代筆した事務局職員の氏名及び代筆した旨を請求書の余白に付記し、請求人及び立ち会った事務局職員の確認を受けなければならない。

6 事務局は、請求書を受けたときは、受付印を押印し、その請求書の写し 1 部を請求人に交付するものとする。ただし、請求書を正副 2 部受けたときは、正本及び副本に受付印を押印し、副本を請求人に返却するものとする。

(請求の取下げ)

第 4 条 請求人は、いつでも請求の全部又は一部を取り下げることができる。ただし、取り下げる場合においては、書面で行わなければならない。

2 前条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による請求の取下げについて準用する。

(代表者の選任等)

第 5 条 事務局は、複数の請求人から同一内容の請求（以下「共同請求」という。）があつ

た場合は、その代表者を定めるよう求めることができる。

2 共同請求の場合における請求人に対する通知等は、代表者を通じて行うものとする。

(要件審査の補助)

第6条 請求書を受けたときは、事務局において監査委員による要件審査を補助するため、あらかじめ次の確認を行うものとする。

(1) 請求人について、法第242条第1項の住民であることの住民票又は法人登記簿等による確認。

(2) 請求の内容審査に係る事実関係の確認。

2 事務局は、前項の確認で、請求人が住民であることが確認できない場合又は事実関係の確認ができない場合は、請求人に対して、その確認ができる書類の提出を求めることができるものとする。

(要件審査)

第7条 監査委員は、請求が法令に定める要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められるときは、適法な請求として受理の決定をし、要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をする。

2 監査委員は、受理の決定をしたときは、法第242条第1項の請求に係る市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）及び請求人に対して、受理した旨を書面により通知するものとする。

3 監査委員は、受理の決定をした請求について、法第242条第4項に規定する停止（以下「暫定的停止」という。）の適否を審査し、暫定的停止を行うことが適当と認めたときは、暫定的停止の勧告を行うものとする。

(監査の実施)

第8条 監査は、監査の対象となる関係職員等からの事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合等の方法により行うものとする。

2 監査委員は、必要があると認めるときは、法第199条第8項の規定に基づく関係人についての調査等を行うものとする。

(請求人及び関係職員等)

第9条 監査委員は、法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述についての意向確認後、請求人が証拠の提出及び陳述を行う場合には、請求人に対して事前に必要な事項を通知するものとする。

2 請求人及び関係職員等の陳述の取扱いは、別に定めるものとする。

(監査結果の決定)

第10条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うものとする。

(監査結果等の通知及び公表)

第11条 監査委員は、前条の監査結果の決定に従い、次のとおり処理するものとする。

(1) 請求に理由があると認めるときは、議会又は関係職員等に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、公表するものとする。

(2) 請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人及び関係職員等に通知し、公表するものとする。

2 監査委員は、第7条第3項により暫定的停止の勧告を行う場合は、法第242条第4項の規定により、理由を付して関係職員等に勧告し、勧告の内容を請求人に対して通知し、公表するものとする。

3 監査委員は、不適法な請求として却下の決定をした場合においては、その旨を請求人及び関係職員等に通知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定により公表する場合において、事前に請求人から事務局に対して、書面により氏名等の公表を希望する旨の申出がない限り、請求人の氏名等を公表しないものとする。

(措置結果に係る通知)

第12条 監査委員は、前条第1項第1号の規定による勧告を受けた議会又は関係職員等から措置結果に関する通知があったときは、請求人に当該通知に係る事項を通知し、公表するものとする。

(その他)

第13条 この要領により定めるもののほか、請求の取扱いについて必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則 (平成22年11月25日 監査委員決定)

この要領は、平成22年11月25日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日 監査委員決定)

この要領は、監査委員決定の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日 監査委員決定)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日 監査委員決定)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月1日 監査委員決定)

この要領は、監査委員決定の日から施行する。